

○甲南大学講堂兼体育館運営管理細則

昭和41年9月8日

大学会議制定

改正 昭和53年 9月28日講堂兼体育館運営委員会

昭和62年 7月 9日講堂兼体育館運営委員会

平成 3年 2月21日

平成 6年 3月 3日

平成 9年 6月19日

平成11年11月18日

平成15年 7月24日

平成19年 5月24日

平成22年 2月17日

平成23年 5月26日

平成27年4月1日

学長決定

改正 平成27年5月21日

平成29年12月21日

令和元年12月20日

令和5年2月24日

第1条 甲南大学講堂兼体育館(以下「講堂兼体育館」という。)の運営管理については、この細則の定めるところによる。

第2条 講堂兼体育館の使用時間は、午前8時から午後9時30分までとする。ただし、スポーツ・健康科学教育研究センター所長(以下「所長」という。)が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

第3条 講堂兼体育館の使用を希望する場合は、次に掲げる用途に従い所定の使用申込書を申請部局経由で全学教育推進機構事務室に提出しなければならない。なお、甲南大学講堂兼体育館規程(以下「規程」という。)第3条第2号、第3号及び第9号で使用する場合は、直接全学教育推進機構事務室に申請するものとする。

	用途	申請部局	提出期限
規程第3条	(1) 大学の主催する行事	学長室	適宜
	(2) 正課の体育授業	全学教育推進機構事務室	6箇月前
	(3) スポーツ・健康科学教育研究センターの教育研究活動	全学教育推進機構事務室	6箇月前
	(4) 課外活動団体(体育会)のクラブ活動	学生支援機構事務室	10日前
	(5) 課外活動団体(体育会)の行事	学生支援機構事務室	1箇月前
	(6) 学生自治会の行事	学生支援機構事務室	1箇月前
	(7) 課外活動団体(文化会)の行事	学生支援機構事務室	1箇月前
	(8) 講堂兼体育館運営委員会が使用を認めた本学関係者の主催する行事	学長室	適宜
	(9) その他運営委員会が必要と認めた行事等	全学教育推進機構事務室	適宜

2 学生が規程第3条第4号及び第5号で使用する場合は、体育会本部は事前に全学教育推進機構事務室と使用日時等を調整し月間予定表を提出しなければならない。提出された月間予定表に追加を希望する場合は、全学教育推進機構事務室に願い出ることとする。

3 学生が規程第3条第6号及び第7号で使用する場合は、使用団体は事前に体育会本部と使用日時等を調整しなければならない。

4 大学関係者が規程第3条第8号で使用する場合は、学長室は事前に全学教育推進機構事務室と使用日時を調整しなければならない。

第4条 学生が規程第3条第4号、第5号、第6号及び第7号で利用する際に、次の付属設備等の使用を希望する場合は、15日前までに所定の書類を全学教育推進機構事務室に提出し、管財部の承認を得なければならない。

- (1) 舞台照明設備
- (2) 昇降設備
- (3) 仕切りネット
- (4) 放送室(拡声装置、マイクロホン、ワイヤレスマイク等)
- (5) ピアノ
- (6) 備品(フロアシート・演台等)

第5条 使用者は、施設保全のため次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 秩序・風紀を乱し、近隣及び他人に迷惑をかけること。
- (2) 建物、設備及び什器備品等を破損、汚損しないこと。
- (3) 設備及び什器備品等を許可なく移動しないこと。
- (4) 暖房器具及び危険物を許可なく持ち込まないこと。
- (5) 使用した器具及び用具等は、必ず持ち帰り、放置しないこと。
- (6) 許可を受けた場所以外で飲食しないこと。ただし、健康管理上必要となる給水を除く。
- (7) 許可なく建物内にポスター等を掲示しないこと。
- (8) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (9) 許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (10) その他、遵守義務に違反しないこと。

2 前項各号に定めるもののほか、使用上の注意事項については、別に定める。

第6条 前項の遵守義務及び使用上の注意事項に違反した団体等は、使用を停止し退出させることがある。このために使用者が受けた損害に対しては、賠償の責を負わない。

第7条 講堂兼体育館の使用に関し、この細則に定めのない事項については、講堂兼体育館運営委員会においてこれを定める。

第8条 この細則の改正は、講堂兼体育館運営委員会が行う。

附 則

この細則は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年2月21日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年6月19日から施行し、平成9年6月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この細則の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この細則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年12月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。